

岐阜県議会議員選挙

●投票日 4月7日(日)

●投票時間 午前7時～午後8時

岐阜県議会議員選挙が4月7日(日)に行われる予定です。今回の選挙は、向こう4年間の県政を託す代表者を選ぶ大切な選挙です。貴重な権利をむだにしないよう、皆さんそろって投票に出かけましょう。

投票所	第1投票区 笠松中央公民館集会室(常盤町6番地) 第2投票区 松枝公民館(長池292番地) 第3投票区 下羽栗会館(中野317番地)
投票できる方	平成13年4月8日以前に生まれた方で、平成30年12月28日以前に住民登録をした方です。 平成31年3月8日以降に転居(町内の引越し)した方は、転居前の投票区で投票できます。
投票所入場券	3月29日(金)に発送します。有権者の氏名は、内側に記載(6人まで連記)してありますので、入場券を切り離して投票所へお持ちください。入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員にお申し出ください。
期日前投票	投票日当日に、仕事などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。 期日前投票所で請求書兼宣誓書を記入していただければ投票できます。 期 間 3月30日(土)～4月6日(土) 時 間 午前8時30分～午後8時 場 所 笠松町役場1階 住民課ロビー
不在者投票	●身体障害者手帳、介護保険被保険者証などを持っている方で、次の要件に該当する方は、郵便による不在者投票をすることができます。事前に証明書の交付が必要となりますので、詳しくは町選挙管理委員会(役場総務課)までお問合せください。 ・身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢、体幹または移動機能の障がいの程度が1級か2級の方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がいの程度が1級か3級の方、免疫または肝臓の障がいの程度が1級から3級までの方 ・戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症までの方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症までの方 ・介護保険の被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が要介護5の方 ●病院や老人ホームなどの指定施設で投票する方や一時的に遠方に滞在していて、笠松町以外で投票する方は、町選挙管理委員会に投票用紙を請求いただき不在者投票をすることができます。

開票の日時と
場 所

日時 4月7日(日) 午後9時

場所 笠松中央公民館3階 大ホール

入場券が届かない場合など、詳しくは町選挙管理委員会(役場総務課)までお問合せください。 ☎388-1111